

練馬区福祉のまちづくり推進条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年6月22日

練馬区長 吉 田 健 一

練馬区条例第21号

練馬区福祉のまちづくり推進条例の一部を改正する条例

練馬区福祉のまちづくり推進条例（平成22年3月練馬区条例第16号）の一部を
つぎのように改正する。

第38条の2第1項中「次条」を「第39条」に改め、同条のつぎに
つぎの1条を加える。

（劇場等の客席）

第38条の3 劇場等の客席の各階には、つぎの各号に掲げる場合の区分に応じ、
当該各号に定める数以上の車椅子使用者用部分を設けなければならない。

- (1) 当該階に設ける座席の数が266以下の場合 2
- (2) 当該階に設ける座席の数が266を超える場合 当該座席の数に10,000分の
75を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り
上げた数）

2 前項の車椅子使用者用部分は、つぎに掲げるものでなければならない。

- (1) 各車椅子使用者用部分に対して、それぞれ1以上の同伴者用のスペース
を、当該車椅子使用者用部分の横に隣接して設けること。
- (2) 2以上の車椅子使用者用部分を横に隣接して設けること。この場合におい
て、車椅子使用者用部分の間に設けられるものが前号の同伴者用のスペー
スのみであるときは、当該車椅子使用者用部分は、隣接しているものとみ
なす。

3 第1項の車椅子使用者用部分の位置は、つぎの各号に掲げる場合の区分に応
じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 当該階に設ける座席の数が400を超える場合 車椅子使用者用部分の間（
前項の規定により隣接させた車椅子使用者用部分の間を除く。）のうち1
以上に縦通路が存するよう分散すること。
- (2) 当該階に設ける座席の数が1,000を超える場合 前号に定めるところによ
るほか、車椅子使用者用部分の間のうち1以上に横通路が存するよう分散

すること。この場合において、同一の横通路に接して複数の車椅子使用者用部分を設けたものにあつては、分散していないものとみなす。

第39条第1項中「、前条第1項」を「、第38条の2第1項」に、「前条の」を「第38条の2、劇場等にあつては第31条から第37条までおよび前条の」に改め、同項第2号中「前条第1項」を「第38条の2第1項」に、「経路」を「経路（当該利用居室が前条第1項の劇場等の客席である場合にあつては、車椅子使用者用経路を含む。）」に改め、同項第4号中「経路」を「経路（当該利用居室が前条第1項の劇場等の客席である場合にあつては、車椅子使用者用経路を含む。）」に改め、同項第6号中「前条第1項」を「第38条の2第1項」に、「経路」を「経路（当該利用居室が前条第1項の劇場等の客席である場合にあつては、車椅子使用者用経路を含む。）」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の練馬区福祉のまちづくり推進条例（以下「新条例」という。）第38条の3の規定は、この条例の施行の日以後に着手する建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。）および当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、同日前に着手した建築および当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、現に存する特別特定建築物で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）附則第4条第2号および第3号に掲げる類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、新条例第38条の3の規定は適用しない。